

平成 22 年 2 月

新川広域圏事務組合議会 2 月定例会会議録

平成 22 年 2 月 22 日開会

平成 22 年 2 月 22 日閉会

新川広域圏事務組合

平成22年2月22日 黒部市役所宇奈月分庁舎議場において開く

議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 議案第1号から議案第7号までについて
(理事長提案理由説明)
- 第4. 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第5. 議案第1号から議案第7号までについて
(常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第6. 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査

本日の出席議員 (13人)

1番	河崎直通君	2番	山崎昌弘君
3番	山本弘吉君	4番	中田尚君
5番	松原勇君	6番	辻泰久君
7番	川上浩君	8番	岩井憲一君
9番	松澤孝浩君	10番	谷口一男君
11番	元島正隆君	12番	梅澤益美君
13番	中陣將夫君		

説明のため出席した者

理事長	澤崎義敬君	副理事長	堀内康男君
副理事長	米澤政明君	副理事長	魚津龍一君
事務局長	石崎勉君	会計管理者	青森貴英君
総務課長	石田静雄君	業務課長	山岡修一君
CATV放送センター 所長	岩田毅君	エコぽ〜と 所長	水野康秀君
宮沢清掃センター 所長	前田俊彦君	中部清掃センター 所長	田中良政君

職務のため出席した者

魚津市企画政策課長	川 岸 勇 一 君
黒部市企画政策課長	大 川 信 一 君
入善町企画財政課長	梅 津 将 敬 君
朝日町秘書政策室長	小 杉 嘉 博 君

午前 10 時 00 分 開会

「開会宣告」

○議長（辻 泰久君） 本日、2月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は、「定足数」であります。

これより、平成 22 年新川広域圏事務組合議会 2 月定例会を開会いたします。

本定例会における議案説明のため出席を求めている者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局長その他関係課長等であります。

○議長（辻 泰久君） これより日程に入ります。本日の日程はお手元に配布した日程表のとおりであります。

「会議録署名議員の指名」

○議長（辻 泰久君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、議長において、3 番 山本弘吉君、10 番 谷口一男君の両名を指名いたします。

○議長（辻 泰久君） 日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日と定めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なしの声」〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

○議長（辻 泰久君） 日程第 3 本会議に付議されております議案第 1 号から議案第 7 号までの案件 7 件を一括議題といたします。

「提案理由説明」

○議長（辻 泰久君） 提案者の説明を求めます。

理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 本日、ここに平成 22 年新川広域圏事務組合議会 2 月定例会が開催

されるにあたり、広域圏事業の経過について申し上げますとともに、今議会に提案いたしました平成 22 年度当初予算並びにその他の議案について、その概要をご説明申し上げます。

近年、人口の減少や少子・高齢化、景気の低迷が続く中、構成市町の財政状況を取り巻く環境は厳しい状況であります。

このような状況の中ではありますが、新川広域圏においては、地域住民が快適な暮らしを行う上で必要不可欠な事業が山積しています。

広域圏といたしましては、改めて徹底した経費削減・事務の見直しを図ってまいり所存でありますので、各市町におかれましては、厳しい財政運営を強いられている中ではありますが、ご理解、ご協力をお願いするものであります。

はじめに、平成 21 年度の主要事業の経過についてご報告いたします。

まず、入善町板屋地区で建設中でありまして新し尿処理施設が今年度末に完成し、予定どおり新年度の 4 月 1 日から供用開始する運びとなっています。近隣住民の皆様には、これまでのご理解、ご協力に対し重ねてお礼を申し上げます次第であります。

次に、宮沢清掃センター最終処分場の対策については現在、近隣地区との地元説明会を開催し、最終処分場の整備について、引き続きご理解とご協力をお願いしているところであります。

また、現在、埋め立てておりますビニ・プラ類については、最終処分場の延命を図るため、新年度から民間処理委託で対応したいと考えています。

それでは、今定例会に提出いたしました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第 1 号、平成 22 年度新川広域圏事務組合一般会計予算についてであります。経常的経費の抑制を図り、より質の高い事業効果を上げることに配慮し、通年予算として編成した次第であります。

歳入歳出予算の総額を 20 億 4,208 万 5,000 円と定めます。これは、前年度当初予算額に比較し、5 億 3,829 万 9,000 円、20.9 パーセントの減額となっております。この内、2 億円は平成 21 年度で各市町へ返還したふるさと市町村圏基金の出資金でありまして、実質的には、3 億 3,829 万 9,000 円の減額であります。22 年度では、新たに取り組む、中部清掃センター解体事業費 1 億 6,200 万円やビニ・プラ民間処理委託費 1 億 560 万円などの事業費を計上いたしましたが、新し尿処理施設整備事業の完了

に伴う事業費で4億6,308万円、宮沢処分場対策費で1億2,230万円の事業費が減額となっております。

歳出予算の主なものを申しますと、総務費では、事務局の経費であります一般管理費をはじめ、ふるさと市町村圏基金活用事業、水博物館推進事業費等1億159万円を計上いたしております。

民生費では、老人保養センター新川荘の施設費211万6,000円を計上しております。

衛生費の保健衛生費では、救急医療対策費4,328万4,000円、西部斎場管理費2,428万7,000円、東部斎場管理費2,138万2,000円を計上しております。

ごみ処理費では、エコぼ〜と管理費3億6,696万1,000円、宮沢清掃センター管理費3億324万2,000円、環境対策費1億3,061万1,000円、新川一般廃棄物最終処分場管理費2,400万円を計上しております。

し尿処理費では、中部清掃センター管理費として施設解体前の残務処理に係る経費として1,073万3,000円、また、新し尿処理施設クリーンぼ〜と管理費1億36万7,000円、中部清掃センター解体事業費1億6,200万円を計上いたしました。

公債費では、組合債の償還に要する経費7億4,580万円を計上しております。

以上、各経費の財源として、分担金及び負担金17億6,129万円、使用料及び手数料2億3,886万9,000円を計上しております。その他の収入として、県支出金、財産収入、繰越金、諸収入を充当しております。なお、予算執行にあたりましては、更に創意工夫と経費の節減に努め、計画的かつ効率的な執行を図る所存であります。

次に、議案第2号、平成22年度新川広域圏事務組合CATV事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,150万8,000円と定めます。

歳出予算の内容を申しますと、自主放送番組HD化対応の機器購入費、多チャンネルサービスのデジタル化への切替えに係る経費等、運営事業費5億2,600万7,000円、公債費として3億4,050万1,000円を計上しております。

これらの財源として、分担金及び負担金3億4,050万1,000円、CATVサービスに対する使用料及び手数料4億8,208万9,000円を計上しております。その他の収入としまして、財産収入、繰越金、諸収入、繰入金を充当いたしております。

次に、議案第3号、新川広域圏事務組合清掃センター設置条例の一部改正についてで

ありますが、これは、本年4月1日より供用開始する、し尿処理施設の名称を改正するため条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第4号、新川広域圏事務組合清掃センター使用に関する条例の一部改正についてであります。議案第3号同様、本年4月1日より供用開始する、し尿処理施設について、名称と処理する廃棄物の種類を改正するため条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第5号、新川広域圏事務組合クリーンぽ～との運営、管理に要する経費の分担金の分賦区分についてであります。これは、し尿処理施設クリーンぽ～との運営、管理に要する経費の負担割合を新たに設定するものであります。

次に、議案第6号、新川広域圏事務組合中部清掃センター解体事業に要する経費の分担金の分賦区分についてであります。これは、中部清掃センターの解体事業に要する経費の負担割合を新たに設定するものであります。

次に、議案第7号、平成21年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算について申し上げます。これは、宮沢清掃センター最終処分場対策事業費について、事業費の一部を翌年度に繰り越して使用するために、繰越明許費の設定をいたしたいのであります。

以上、本日提出しました議案の説明といたします。

何とぞ慎重ご審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

「一般質問」

○議長（辻 泰久君） 次に、日程第4 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑に入ります。

発言の通告を受けておりますので、発言を許可します。当局からそれに対する答弁を求めます。

4番 中田 尚君

○4番（中田 尚君） 中部清掃センター解体事業に関して質問いたします。中部清掃センターの新しい尿処理施設が期限内に完成し、施設の名称もクリーンぽ～とに改名される運びとなったことをうれしく思うものであります。新しい尿施設の稼動に伴い、これまでのし尿処理施設の解体事業とその予算が提案されておりますが、このことに関して質問をいたします。かつて西部清掃センターが解体されるにあたって、いろいろと問題が生

じたことから、事務組合として難題を克服しなければならない事態が生じました。中部清掃センターの解体にあたっては、そのようなことがないことを願うものであります。まず第1点は、施設にはアスベストが使用されたという問題があるのか尋ねるものであります。第2点は、この施設はし尿処理後の残渣を焼却していたと思いますが、当然のこととしてダイオキシンの発生が懸念されます。ダイオキシンの発生の有無について検証がなされているのか答えてください。今日の厳しい経済情勢にあつて特に地域経済への対策は、いまだなきに等しい状況にあります。新川広域圏事務組合も地方公共団体の一つでありますから、地域経済への景気対策を考えられているものと思いますが、この施設の解体事業を新川地域の業者が共同で受注できる方策を取るべきであります。一般競争入札が公正な発注業者の選択方法かと言え、一概には公正公平な発注業者の選択とは言えません。地域経済への配慮を加えた条件付一般競争入札へ地元業者の参加を盛り込むことであります。アスベストの除去やダイオキシンの飛散などを考えたとき、アスベストやダイオキシンの有無によっては、その専門の解体業者が必要となります。その場合にあつても、専門処理業者、地元解体業者、資源物回収業者等で構成する共同企業体による競争入札、条件付一般競争入札にすべきと思いますが、その考えがあるか答えてください。以上であります。

○議長（辻 泰久君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 中田議員からの質問にお答えしたいと思います。中部清掃センター解体に関するご質問であります。新し尿施設クリーンぼ〜とが4月から供用開始となることから、同時に旧施設となる中部清掃センターは、平成22年度で解体を予定しているところであります。アスベストにつきましては、昨年11月に調査した結果、粉じん性が高い断熱材については石綿の含有が認められませんでした。車庫の外壁と煙突内部に石綿を含む成形板の使用が判明いたしました。これは粉じん性が低い建材でありまして、労働基準署への届出は必要ありませんが、解体時には飛散防止対策のため、手作業により処理することになります。

次にダイオキシンについてでございますが、毎年1回、排ガス及び焼却灰のダイオキシン調査を実施しておりまして、調査結果はいずれも基準以下となっております。今回解体に係る設計業務の中で新たに土壌を含むダイオキシン調査を行った結果、排ガス・焼却灰及び土壌の値が全て基準以下であることを確認しております。

最後に、解体工事を新川地域の解体業者と資源物回収業者の共同企業体等に発注する考えはないかということではありますが、解体工事は、ダイオキシン類対策にかかる技術面、管理体制面、周辺環境配慮の面で十分な体制をとる必要があるため、一般廃棄物処理施設の解体工事に実績のある大手総合建設業者と地元への還元性を考慮いたしまして地元建設業者で構成する共同企業体方式を検討したいと考えております。ちなみに過去に行いました旧東部・西部清掃センター解体工事につきましては、同様の企業体方式で実施したところでございます。

○議長（辻 泰久君） 4番 中田 尚君。

○4番（中田 尚君） ダイオキシンとアスベストの対策といった場合に、法で定めた基準値以内である、ということだけをもって安易に考えないで、やはりそうした事態をきちんと地元住民にも公表をきちんとしておくことが、一つの大きな手立てだと思います。そうしたことを大前提としながらも、地元住民の理解を得ながらもダイオキシンあるいはアスベストの懸念があるわけですから、専門業者が処理にあたるということで業者選定になるかと思いますが、あの施設全体を素人考えで見まして、鉄パイプなどの配管のものが相当数あるという内容を見ますと、いわゆる資源物としての解体にあたっての発注も頭に入れながら、地域経済というものを考えるべきだと思います。今、質問の中でも申しましたが、専門処理業者がまず必要だろうし、そして地元への経済的影響というものの効果を上げていくためにも、地元建設解体業者、そして資源物解体業者の3種のそれぞれの業種が共同企業体のものとして構成されるべきではないかと考えるのですが、この2点について再度お答えいただきたいと思います。

○議長（辻 泰久君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 今ほどの答弁でもお答えいたしました。昨年度から設計に当りまして、いろいろとダイオキシン類の調査も行ったところでありまして、その調査結果とあわせて工事手法、工法などの説明も地元に対しては事前にする必要があると思っております。なお、業者選定につきましては、かつて東部・西部清掃センターの解体等においても、くれぐれもそういった処理がきちんとなされるようにという思いから業者選定をいたしました。今回予定しております、発注に関する業者選定におきましても、実績あるいは工事業者の資格要件などは、ある程度基準を決める必要があるかと思っております。解体業者等につきましても、地元の業者を使うことはもちろんですが、鉄くず等

の処理についても地元を優先して使うようにという条件をつける等、それぞれの業者が全部共同企業体になるという難しさがあるかとも思われますので、できるだけ地元の業者がその仕事でいろんな形での受注機会を得るようにという配慮は致したいと思いません。

○議長（辻 泰久君） 以上で、通告を受けておりました質問、質疑は終わりました。

ほかに発言はありませんか

〔「なしと呼ぶものあり」〕

○議長（辻 泰久君） ないようですから、質問、質疑を終わります。

「議案の常任委員会付託」

○議長（辻 泰久君） ただいま議題となっております議案第1号から議案第7号までについては、各常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（辻 泰久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

「各常任委員会委員長報告」

○議長（辻 泰久君） 日程第5 議案第1号から議案第7号までを一括議題とし、各常任委員会委員長からの報告を求めます。

第1委員会委員長 10番 谷口一男君。

○10番（谷口一男君） 第1委員会の報告を致します。本定例会において当委員会に審査を付託された案件は、議案第1号平成22年度新川広域圏事務合一般会計予算中、当委員会所管部分、議案第2号、議案第5号及び議案第6号でした。委員会を開催し、慎重に審査いたしましたところ、いずれも全会一致で原案どおり可決することに決しました。その中で意見が若干ありまし

た。特にCATVの運営についてであります。例えば加入者管理システム保守管理委託料あるいは、顧客管理システム更新委託料等について、いろいろと質問が出されました。特に、これらの委託料についてのこれは妥当なのかという意見、それからもう1点出たのはインターネット加入件数が1万件も超えた中での公共施設の加入料をもう少し便宜を図るべきではないか。これらについては、理事会でしっかりと議論をし、そして時宜にあった料金体系を作るべきだという意見がでておりました。以上で第1委員会委員長報告と致します。

○議長（辻 泰久君） 第2委員会委員長 12番 梅澤益美君。

○12番（梅澤益美君） それでは第2委員会の報告を致します。本定例会において、当委員会に付託された案件は、議案第1号平成22年度新川広域圏事務組一般会計予算中、当委員会所管部分、議案第3号、議案第4号及び議案第7号でありました。委員会を開催し、慎重審査いたしましたところ、全会一致で原案どおり可決されました。審査の過程で、宮沢清掃センター最終処分場の繰越明許については、早く努力して解決するようというご意見がありました。ビニプラの民間委託については、運搬車の方は地元業者を使うようというご意見もございました。また、らくち～ののボイラー修理等については、昔の経過等についてどうであったか、これが妥当なのかというご意見もありました。以上で第2委員会の委員長報告と致します。

「質疑」

○議長（辻 泰久君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

何かご質疑はありませんか。

〔「なしと呼ぶものあり」〕

○議長（辻 泰久君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

「討論」

○議長（辻 泰久君） これより討論に入ります。

何かご意見はありませんか。

[「なしと呼ぶものあり」]

○議長（辻 泰久君） 討論がないようですから、討論を終わります。

「採決」

○議長（辻 泰久君） これより採決を行ないます。

各常任委員会委員長の報告は、議案第1号から議案第7号までは、いずれも原案どおり可決すべきとの報告であります。

ただいまの議案7件について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なしの声」]

○議長（辻 泰久君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまの議案7件は原案どおり可決されました。

「議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（辻 泰久君） 日程第6 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査について議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元にお配りいたしました申出一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なしの声」]

○議長（辻 泰久君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

「閉会」

○議長（辻 泰久君） 以上で日程はすべて終了し、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもってご協力いただきましたことに対し、本席から厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、平成 22 年新川広域圏事務組合議会 2 月定例会を閉会いたします。

午前 11 時 47 分 閉会